

ここから通信 10月号

オリンピック、パラリンピックが終わり秋が到来しました。協会では、去年コロナでお休みしたカレンダー 2022 年版の制作準備を進めています。ときがわ材を使い、ときがわ住民がハンドメイドで制作する「ときがわらしい、特別感ある、これまでに無い」ものを企画しています。観光や町おこしに活用できる素敵なものになる予定ですので、皆さまも楽しみにしてください。



トピックス

シュウカイドウの見頃が過ぎ、秋到来

梶平地内のシュウカイドウが、見頃を迎えました。緊急事態宣言が発出していますので、外部への積極的な宣伝は控えましたが、町民の皆さまにおきまして、町内にある美しいシュウカイドウを楽しんでいただけたようでしたら幸いです。

トピックス

観光推進事業補助金採択事業決定

「観光推進事業補助金」の審査が終了し、4件の事業が採択されました。案件は「ときがわ ベンチベンチ プロジェクト」「イベント 馬と絵本と音楽と 秋」「ときがわのお土産作り」「ときがわ職人図鑑 プロジェクト」になります。皆さまの応募・問合せありがとうございました。来年度も募集しますので、お問合せください。

新規会員様ご紹介

新規会員として「埼玉こまちパラグライダーズスクール（法人会員）」様が入会していただきました。引き続き一般会員・法人会員ともに募集中ですので、お気軽に観光協会までお問い合わせください。

よかよかCafé

手作りお菓子と珈琲が楽しめる「よかよかCafé」。「心が喜ぶ場所」を目指し、子連れで来て楽しめる「居心地が良い穏やかな雰囲気」が自慢です。地元の方や周辺地域の方の交流も自然に発生しています。やりたいことをチャレンジする方を応援しており、ハンドクラフトなどが委託販売ができる「レンタルボックス」や、各種イベントやワークショップができる「スペースレンタル」も行っています。ぜひ立ち寄ってください。
住所：ときがわ町田中 133-6 / 営業日時：(火)(水) 10～14時 / 問合せ：050-5832-6292 (担当：喜岡・新井)



ラゴムカフェ Lagomcafe

ときがわ産の野菜を使ったお弁当・惣菜の仕出しをしているLagomcafe。このたび、ときがわ材を活用したキッチンカーが完成！ときがわ町産の地粉や平飼卵を使用したワッフルデザートをメニューとして、展開を予定しています。町内のどこかに出発するかもしれませんので、お楽しみに。さらに、新規の取り組みとして、ときがわの名産になる瓶詰め加工品を開発中。ときがわ町の農家さんが育てた旬野菜で、出荷するのが難しい「もったいない野菜」を活用します。お家で常温保存できるもので、時間が無い朝に、ご飯と混ぜておにぎりしたりご飯のお供にしたりできるものを考えています。色々と、ときがわらしい名産を提供できたらいいなと思っています。
問合せ：090-1888-1172 (担当：新井)

埼玉こまちパラグライダーズスクール

ときがわ町大野地区、標高700mの地にある「埼玉こまちパラグライダーズスクール」。初めての方は、丘を使ってインストラクターのサポートのもと体験できます。大自然を味わいながら、ふわりと空を飛ぶ感覚は格別ですよ。シニアの方やお子様（小学1年以上）参加も多くいます。以前役場と一緒に開催した「熟年パラグライダー」企画も盛況でした。町民の方の参加も大歓迎。広報のこの記事を見せた方に500円割引。お一人参加割引（500円割引）や車での来場割引（500円割引）との併用も可能です。半日体験コース（平日お車限定）は、税込4000円/1人、割引活用いただくとお手頃に参加できますので、まずは気軽に問合せください。
住所：ときがわ町大野 1251 / 営業日時：(火)(水)(日) 8～19時 / 問合せ：080-1183-1943 (担当：望月)

新型コロナウイルスに関連する 支援内容

(令和3年9月24日現在)

役場では、職員と来庁者の感染拡大防止のため、庁舎の入口でサーマルカメラによる体温測定を実施していますので、ご理解ご協力をお願いします。

住民の方への支援

◆ 新生活応援商品券の配布

新生活応援商品券の利用可能期限は11月30日(火)までです。この期限を過ぎると商品券は利用できなくなりますので、ご利用忘れの無いようお早めにご利用ください。
※この商品券は令和3年4月1日現在、住民基本台帳に登録されている方を対象に、5月下旬までに世帯主の方あてに世帯全員分を送付したものです。

問 観光推進室 ☎ 65-1584

◆ 「差し入れパック」お届けします

町では、新型コロナウイルス感染症により自宅療養や自宅待機をされている方を対象に、町から食料品や衛生用品などを詰め合わせた「差し入れパック」を無料でお届けします。

問 総務課 ☎ 65-0401

◆ 地方税の猶予

町税を納付することが困難な場合に、税務課に申請することで猶予措置が受けられる場合があります。

問 税務課 徴収担当 ☎ 65-0811

◆ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和3年中の収入が令和2年中の収入より3割以上減少する見込みの世帯等に対して、国が定める基準に基づき減免します。詳しくは、7月発送の令和3年度納税(納入)通知書及び同封文書をご確認ください。

国民健康保険税 問 税務課 ☎ 65-0811
介護保険料 問 福祉課 ☎ 65-0813

後期高齢者医療保険料 問 町民課 ☎ 65-0812

◆ 国民年金保険料の特例免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、国民年金保険料を納めることが難しくなった方の国民年金保険料臨時特例免除申請を受け付けています。※令和2年度分を申請した方で、引き続き令和3年度分の免除を希望される場合は、再度申請が必要となります。

(日本年金機構 HP) <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

問 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657
町民課 ☎ 65-0812

◆ 浄化槽使用料の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に納付困難となった方からの相談により町が認める場合、浄化槽使用料の支払いを猶予します。

問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814

◆ 水道料金の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に納付困難となった方からの相談により町が認める場合、水道料金の支払いを猶予します。

問 水道課 ☎ 65-1555

◆ 休業者・失業者へ貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお困りの方への貸付を実施しています。

問 社会福祉協議会 ☎ 65-1536



回覧板エチケット

見る前、回す前に必ず
手洗い、手指消毒を！

今月の納税

町・県民税	第3期
国民健康保険税	第4期
後期高齢者保険料	第4期
介護保険料	第4期

納付期限は11月1日(月)です。

口座振替をご利用の方も同日が振替日ですので、残高不足にご注意ください。残高不足などにより口座振替ができない場合は現金納付になりますのでご注意ください。
問 税務課 ☎ 65-0811

